

## 就学援助制度について

＜小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ＞

東串良町では、経済的な理由でお困りの保護者に対して、就学援助制度で学用品の購入や学校給食に係る経費などを支援しています。

### 1 認定基準について

東串良町立の小・中学校に在学または就学予定の児童生徒がいる方で、前年度の所得において本町が定める所得基準（世帯人数によって所得基準は異なる）を満たし、かつ、前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当するもの

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (2) 地方税法に基づく個人の事業税の減免，市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免
- (3) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免
- (4) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
- (6) 世帯更正貸付補助金による貸付け
- (7) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (8) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる児童生徒
- (9) 学級費・PTA 会費等の学校納付金の減免が行われている児童生徒
- (10) 経済的な理由による欠席日数が多い児童・生徒

### 2 援助の内容

費目名	内容
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の費用
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等（宿泊を伴わないもの）
給食費	学校給食に要した給食費
体育実技用具費	授業で柔道をする場合の用具費
医療費	むし歯，結膜炎，中耳炎などの学校病の治療費

### 3 申請等について

- (1) 5月上旬頃に学校から就学援助の案内が配布されますので、必要書類を学校へ提出してください。
- (2) 小学校入学前の入学準備金については、小学校入学予定者がいる世帯へ11月上旬頃に案内をお送りしますので、必要書類を教育委員会管理課へ提出してください。
- (3) 就学援助費を年2回（8月，2月）支給します。

### 4 問合せ先

〒893-1693 肝属郡東串良町川西 1543 番地  
 東串良町教育委員会管理課  
 TEL : 0994-63-3133